

小山市木造住宅耐震改修等助成事業

【耐震改修】

1. 補助対象住宅
 - ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された一戸建て木造住宅 又は 併用住宅（住宅部分が 1/2 以上）
 - ② 自己用住宅
 - ③ 耐震診断の結果、構造評点が 1.0 未満である住宅
 2. 補助額
 - 総合耐震改修（補強設計+耐震改修）： 補助限度額 100 万円※（補助率：4/5）
- ※ 耐震改修に関連しないリフォーム工事は補助の対象外です。

【耐震建替】

1. 補助対象住宅
 - ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された一戸建て木造住宅 又は 併用住宅（住宅部分が 1/2 以上）
 - ② 自己用住宅
 - ③ 耐震診断の結果、構造評点が 1.0 未満である住宅
 - ④ 建替後の住宅が「省エネ基準」に適合するものであること
 2. 補助額
 - 総合耐震建替： 補助限度額 100 万円※（補助率：4/5）
- ※ 建替後の住宅が木造で県産出材を 10 m³以上使用する場合は 10 万円が加算されます。

**耐震改修・建替の実施前に、必ず補助申請の手続きを行って下さい！
補助金の交付が受けることが出来なくなります！！**

問合せ：小山市 建築指導課 建築指導係(本庁 4 階)
TEL 0285-22-9233 / FAX 0285-22-9685

詳細はコチラ →
(小山市 HP)



< 耐震改修促進税制について >

耐震改修を行った場合、確定申告をすることにより『所得税控除』『固定資産税減額』の措置を受けることができます。

問合せ：【固定資産税】小山市資産税課 TEL 0285-22-9475
【所得 税】栃木税務署 TEL 0282-22-0885